

## (3) 第3号議案

審議事項3

第3号議案

定款の変更について

定款第48条の規定に基づき、別紙の通り定款の変更について承認を求める。

令和5年6月23日提出

一般社団法人首都圏産業活性化協会

会 長 野長瀬 裕二

# 第3号議案 別紙

## 定款の変更について

### 変更箇所

条文	変更前	変更後
目的 第3条	<p>本会は、<u>埼玉県南西部、東京都多摩地域、神奈川県中央部等を一体とした地域の産学官の強固な連携の下で、環境調和の観点にも配慮しつつ、同地域の中堅・中小企業の製品開発力の強化と市場の拡大並びに新規創業環境の整備を図ることなどを通じて、当該地域を世界有数の新規産業創造の基盤として発展させ、もって21世紀の我が国経済の健全な発展に寄与することを目的とする。</u></p>	<p>本会は、<u>埼玉・東京・神奈川および周辺地域を一体とした地域の産学官の強固な連携の下で、環境調和の観点にも配慮しつつ、同地域の中堅・中小企業の製品・サービスの開発力強化と市場の拡大並びに新規創業環境の整備を図ることなどを通じて、当該地域を世界有数の新規産業創造の基盤として発展させ、もって21世紀の我が国経済の健全な発展に寄与することを目的とする。</u></p>
種別 第5条	<p>本会の会員は、<u>正会員及び賛助会員とする。なお、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。</u></p> <p>2 <u>正会員は、本会の目的に賛同して入会する法人及び個人並びにこれらの者を構成員とする団体とする。</u></p> <p>3 <u>賛助会員は、本会の目的に賛同し、その事業に協力しようとするものとする。</u></p>	<p>本会の会員は、<u>正会員及び賛助会員・特別会員とする。なお、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。</u></p> <p>2 <u>正会員は、本会の目的に賛同して入会する法人及び個人並びにこれらの者を構成員とする団体とする。</u></p> <p>3 <u>賛助会員は、本会の目的に賛同し、その事業に協力しようとするものとする。</u></p> <p>4 <u>特別会員は、本会の目的に賛同し、長年にわたる貢献・功績等が認められたものとする。</u></p>
役員の設置 第12条	<p>本会に、役員として理事のほかに監事を置き、その員数は次のとおりとする。</p> <p>(1) 理事 15人以上20人以内</p> <p>(2) 監事 2人</p> <p>2 理事のうち、1人を会長、3人以内を副会長、必要に応じて1人を専務理事、1人を常務理事とする。</p> <p>3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とする。</p>	<p>本会に、役員として理事のほかに監事を置き、その員数は次のとおりとする。</p> <p>(1) 理事 15人以上<u>22人以内</u></p> <p>(2) 監事 2人</p> <p>2 理事のうち、1人を会長、3人以内を副会長、必要に応じて1人を専務理事、1人を常務理事とする。</p> <p>3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とする。</p>